

公 告

防衛省陸上自衛隊

岩手駐屯地業務隊長

櫛 引 敏 幸

陸上自衛隊岩手駐屯地における創立65周年記念行事当日のイベントにおいて、来場者に対してサービスの提供を行うため、野外交売店の出店業者を募集するので、応募資格等関係事項を承知の上、お申込みください。

1 公募に付する事項

(1) 業務件名（公募業種）

ア 食料品（※生鮮品の直接販売を除く。）、飲料

イ 物品販売（自衛隊グッズ等）、特（名）産品、その他（イベントにふさわしい品目）

※ 殻つき生のホタテ等、生肉、生鮮魚介類の直接販売はできません。ただし、事前にボイル又は焼く等の加熱調理をした食品は販売可能です。その際、焼く直前まで生鮮品を保管する保冷車、冷（凍）蔵庫等での温度管理が必要となります。（※発泡スチロール容器に氷を入れただけの温度管理では、保健所の指導により、応募自体受け付けませんのでご了承ください。）

(2) 実施日時（国有財産使用許可日）

令和4年6月19日（日）09:00～14:30（予定）

※ 新型コロナウイルスの感染状況及び荒天等で野外交売店を中止する場合があります。特に、新型コロナウイルスの感染状況が大幅に改善しない場合は中止となることをあらかじめ了承のうえ、申し込みください。

(3) 設置場所及び名称

岩手県滝沢市後268-433

陸上自衛隊岩手駐屯地 野外交売店出店エリア（屋外）

1区画（基準：間口4m×奥行3m）（有料）

2 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 各契約機関から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 公募を行う事業の実施を保證できる能力・態勢を有する者であること。
- (4) 原則、岩手県内に居住又は店舗がある業者であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員によ

る不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 応募手続き

設置を希望する者は、次の提出書類を、申込先に、申込期日まで持参又は郵送すること。なお、提出された書類は返却しません。

(1) 提出書類

- ア 野販売店出店申請書（別紙第1）
- イ 販売従事者名簿（別紙第2）
- ウ 誓約書（別紙第3）
- エ 役員名簿（別紙第4）
- オ 委任状（別紙第5）
- カ 会社経歴書（任意の書式又は会社パンフレット・リーフレット可）
- キ 食品衛生法第52条に規定による、岩手駐屯地内における食品等の販売で出店する野販売店の営業を可能とする「営業許可証」の写し。
- ク 店舗（テント）内の平面図（別紙第6-3）

※ 焼台、耐火ボード、発電機（規格 kw、KVA を必ず記載）、ガスボンベ（固定手段、本数、容量（kg）を必ず記載）、ガスコンロ、ホットプレート、作業台、テーブル、商品置台、保冷庫、氷入り容器、消毒、消火器、ゴミ箱、手洗い水ポリタンク等の配置を正確に記載。細部は別紙第6-1、6-2を参照

(2) 申込先

住 所：〒020-0601

岩手県滝沢市後268-433

陸上自衛隊岩手駐屯地業務隊厚生科（記念行事野販売店担当）

電 話：019-688-4311（内線326）

(3) 申込期日（厳守）

令和4年4月6日（水）17時（郵送の場合は、申込期日までに必着）

4 野販売店出店申請書等の配布

陸上自衛隊東北方面会計隊ホームページ（東北方面隊入札情報 → 方面会計隊等入札情報 → 公募情報）からダウンロードするか、又は、第3項(2)「申込先」において配布します。

※ 窓口配布期間：令和4年3月16日（水）～令和4年3月30日（水）
（土日祝日を除く、9時から17時の間）

5 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とします。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類等に不備があった場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (5) その他、違反と認められる場合

6 選考の方法

提出書類を総合的に審査し、応募業者数が規定数を超えた場合は、上位業者を決定業者とします。

7 採否の通知

令和4年5月20日（金）までに、各業者宛てに通知します。

8 業者決定後の手続き

(1) 提出書類

野販売店の設置及び経営の業者として決定された者で、食品等を加工販売する業者は、次の書類を第3項(2)「申込先」に提出すること。（提出できない場合、出店できません。）

ア 事業総合賠償責任保険又は生産物賠償責任保険加入者証等の写し（中小企業PL保険制度加入者証の写しも可）

イ 店舗従業員全員の検便結果（当該記念行事実施日前1か月以内のもの）の写し。

(2) 提出期限

令和4年6月9日（木）

9 その他

出店数及び同使用場所には限りがあるので、本申請により出店許可を確約するものではないことをご理解ください。

また、その使用場所については、状況により自衛隊側の拡張又は縮小要請に従うものとし、特別な理由もなく要請等に応じない場合は、じ後失格とする場合がありますのでご注意ください。

その他、管理事項については、別添「岩手駐屯地創立65周年記念行事野販売店出店に係る管理事項（必読）」を参照ください。